



2026年5月7日

各 位

会社名 S A A F ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問合せ 上席執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

株主による臨時株主総会に係る株主提案に対する 当社取締役会の反対意見に関するお知らせ

当社は、2026年2月19日付適時開示「株主による臨時株主総会招集請求における株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/1447/tdnet/2765291/00.pdf>)にて公表いたしましたとおり、当社株主である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）から2026年1月27日付「臨時株主総会招集請求書」（以下「本招集請求書」といいます。）により、臨時株主総会招集の請求（以下「本招集請求」といいます。）を受け、同年2月19日付取締役会において、本招集請求に係る議案について反対することを決議しております。

その後、前氏による2026年4月27日付「臨時株主総会招集のご通知」（以下「本招集通知」といいます。別紙添付書類参照ください。）記載の議案に関する事項（以下「本株主提案」といいます。）によれば、第1号議案から第7号議案において現取締役陣の総解任を求め、第8号議案において、前氏が提案する取締役候補者7名の選任を求めるものとなっております。

当社は、本日の取締役会として、これらの議題について**全て反対の立場**でありますので、その理由について、下記のとおりお知らせいたします。とりわけ、第8号議案「取締役7名選任の件」で提案されている前氏、小白川貢氏（以下「小白川氏」といいます。）、湊初枝氏（以下「湊氏」といいます。）、岩田康裕氏（以下「岩田氏」といいます。）、江本克也氏（以下「江本氏」といいます。）、池上聖次郎氏（以下「池上氏」といいます。）、高橋

隆敏氏（以下「高橋氏」といいます。）の7名の取締役候補者（以下総称して「前氏提案取締役候補者」といいます。）に対する個別の見解を示しております。

記

1. 本株主提案の内容

第1号議案 取締役 左奈田 直幸の解任の件

第2号議案 取締役 松場 清志の解任の件

第3号議案 取締役 坂口 岳洋の解任の件

第4号議案 取締役 和田 洋の解任の件

第5号議案 取締役 塚本 勲の解任の件

第6号議案 取締役 服部 千賀子の解任の件

第7号議案 取締役 仲岡 一紀の解任の件

第8号議案 取締役7名選任の件

なお、本株主提案の具体的内容・詳細については、本招集通知のとおりです。

2. 本株主提案の理由の要旨

本招集請求書および本招集通知によると、前氏の本株主提案の根拠となる主張は、主に以下の2点であると考えられます。

- ① 当社現経営陣は、建設業界における経験がほぼなく、当社の経営改善を期待することができないとの主張
- ② 当社現経営陣は、前氏の身に覚えのない内部告発や怪文書が出回ったことで、十分な調査もなく、前氏を辞任せざるを得ない状況に追い込んだとの主張

当社取締役会といたしまして、以下に述べますとおり、上記2点については前氏の事実誤認であることは明白であり、本株主提案の根拠となる事実が認められないと考えております。

3. 本株主提案に反対する理由

当社取締役会は、以下の3点を主な理由として、**本株主提案に全て反対いたします。**

(1) 現経営体制により、過去最高益を更新している上、組織再編および構造改革への取組の最中であって、記念配当、上方修正、更なる増配をも実現予定であること

当社は、現経営体制のもと大幅な組織再編および構造改革、不採算事業の清算・撤退ならびに販管費の最適化を推進し、営業利益率の改善と安定したキャッシュ創出体制の確立を進めておりました。2026年3月期第3四半期決算においては、前年同期比で売上高104.4%、売上総利益108.5%となり、加えて前年同期に赤字であった、営業損益、経常損益および当期純損益は黒字へと転換し、各利益段階において2018年の設立以降の最高益を更新しております。さらに、通期業績予想についても上方修正し、営業利益および、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高益を見込んでおります。

また、当社は、2025年11月26日付適時開示「事業持株会社体制への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、事業持株会社体制への移行および事業ポートフォリオ見直しを進めており、現場デジタルプロバイダーへの進化に向けた取り組みを継続しております。その実現に向けては、現経営体制を維持し、継続的な推進が必要不可欠であり、当社の企業価値の向上および株主の皆様の共同利益を叶える最良の方法であることを信じております。

加えて、当社は、現経営体制下で過去最高益を更新できたことについて、当社の現取締役が、いずれも当社の事業運営に必要な知識、経験を十分に有して、その専門性が理想的なバランスを発揮されている結果であると考えております。これにより、2026年4月10日付適時開示「配当予想の修正（増配・特別配当）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2026年3月期につきまして、普通配当に加えて、特別配当（記念配当）を実施する予定としております。さらに、2026年4月28日付適時開示「通期業績予想の修正および特別損失の計上に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、ベトナム事業の閉鎖に伴う特別損失を計上した状況においても、2026年3月期の決算の営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益は上方修正見込みです。（株式会社Schooの株式取得に関しては、株式評価差額は発生いたしますが、2026年3月期での評価損は発生いたしません。また、一部特別調査委員会等での費用を加味した上での上方修正見込みとなっております。）

以上により、当社は、現経営体制および現取締役による取締役会の構成が最適であると判断しており、現取締役の解任については必要性および相当性はいずれも認められないと考えております。

そして、前氏の本株主提案の理由の一つである「現経営陣は、建設業界における経験がほぼなく、当社の経営改善を期待することができないとの主張」については、上記のとおり、当社が現場デジタルプロバイダーへの進化を遂げるための組織再編・構造改革により、経営改善成果を着実に実現しつつある事実から目を背けた、根拠に欠く主張であることも明白だと言えます。

- (2) 前氏による当社代表取締役在任中の会社財産の私的流用等の不正が、当社から独立した中立かつ公正な外部専門家のみで構成された特別調査委員会（以下「特別調査委員会」といいます。）によって認定されていること

2026年4月20日付適時開示「特別調査委員会の調査報告書（中間報告）受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、前氏らによる会社財産の私的流用等の疑いにかかる事実関係につき、特別調査委員会による調査の中間報告がなされており、現時点において調査継続中であるものの、前氏について、当社の代表取締役社長在任中に、当社および当社の100%子会社である株式会社サムシング（以下「サムシング」といいます。）における経費の私的流用（合計1,406,466円）および社内手続上の不備が認められる経費使用（合計58,242,811円）ならびにサムシングにおける社用車の私的利用が認められております。そして、前記調査報告書（中間報告）によれば、前氏自身も、特別調査委員会のヒアリングにおいて、「今改めて考えると会社経費の私的流用にあたりと述べており、返金の意思を示している」とのことです（前記2026年4月20日付適時開示添付の調査報告書（中間報告・公表版）24頁）。

このように、当社の代表取締役社長の在任中に、多額の会社財産の私的流用、手続不備の認められる経費の使用および社用車の私的利用を行ったことが認められる前氏が、上場企業でありコーポレートガバナンス実施の徹底を行う必要がある当社に再度復帰して当社の経営権を取得することについて、当社取締役会は、反対いたします。

そして前氏の本株主提案の理由の一つである「当社現経営陣は、前氏の身に覚えのない内部告発や怪文書が出回ったことで、十分な調査もなく、前氏を辞任せざるを得

ない状況に追い込んだとの主張」についても、上記のとおり当社から独立した中立かつ公正な外部専門家のみで構成された特別調査委員会によって、前氏の私的流用および社内手続上の不備が認められる経費使用ならびに社用車の私的利用の事実が認められていること、前氏自身も私的流用を認め、返金の意思まで示していることからすると、前氏が「身に覚えのない内部告発や怪文書」により辞任に追い込まれたというのは前提を欠いており、事実に基づかない主張と言わざるを得ません。

- (3) 前氏は、大量保有報告書の変更報告書の届出期限を遵守していないうえ、前氏ら特定株主グループによる株式の取得は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない共同協調行為であって、同グループにおいて当社の大規模買付等に関する対応策に違反する当社株式の買付行為をも行っており、そのような不公正な手法により、経営支配権が移転することは到底看過できないこと

前氏は、2026年3月10日に当社の株式の保有目的等に関して大量保有報告書の変更報告書を提出しておりますところ、保有目的について、それまでの2024年8月2日提出の変更報告書で記載していた「安定株主として保有」から、「投資および状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと」へ変更をしております。本来は変更があった日の翌日から5営業日以内に変更報告書を提出しなければならないところ（金融商品取引法第27条の25第1項、金融商品取引法施行令第14条の7の2）、前氏は、2026年1月27日に、現取締役7名の解任と自己を含む取締役候補7名選任を求める本招集請求をしていることから、同変更報告書にも記載されているとおり、遅くとも同日時点で、保有目的が「安定株主として保有」から当社の経営支配権の取得に変更されたと言え、報告義務が発生していたにもかかわらず、1か月以上も遅れた提出を行っており、大量保有報告制度に係る法令違反の疑いがあります。

加えて、2026年3月16日付適時開示「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定について」および同月23日付適時開示「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の追加認定について」ならびに同年4月9日付適時開示「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）における買付者等による手続違反の認定について」にて公表いたしましたとおり、当社が設置した独立委員会の勧告書において、前氏

を含む特定株主グループ（以下「前氏グループ」といいます。）が、当社の株式の取得に関し、共同協調行為を行ったことならびに当社の大規模買付等に関する対応策（「本対応方針」といいます。）に定める買付者等に該当すると認められ、かつ本対応方針に定める手続を遵守せず、本対応方針に定める買付等を実行したことが認定されています。つまり、前氏グループの間に、その一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係があることが認定されたうえ、当社の定める株式買付ルールに違反して当社株式を取得したことも認定されております。このような、不公正な方法により当社株式を取得する共同協調行為は、金融市場のルール（金融商品取引法第27条の23第3項、第5項および第6項参照）の趣旨および当社の定めるルールである本対応方針を潜脱・無視する意図があるものと疑われますので、そのような株主グループに当社の経営権の移転を許すことは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害する可能性があるものであるといえます。

4. 前氏提案取締役候補者に関する当社取締役会の意見

(1) はじめに

当社は、取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役により構成される指名・報酬委員会（以下「指名・報酬委員会」といいます。）を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役等の指名・報酬等に関する手続の公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に資することを目的に設置されており、取締役の選任（株主総会決議事項）に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申を行います。また、株主総会における取締役選任決議を得るに際して、上記目的の達成および株主共同利益、ならびに株主への十分な情報提供による説明責任を履行するという観点から、取締役候補者の適格性について適切に吟味する責務を負っております。

指名・報酬委員会において、その責務を適切に果たすためには、その経歴・経験のみならず、各候補者の当社取締役の就任意思の有無およびその程度、当社事業に対する理解度、経営方針に関する見識、取締役としての職務遂行能力等、当該候補者の適格性を総合的に評価する必要があります。これらの評価は、書面上の経歴・経験の記

載のみでは十分に判断することができず、候補者との直接の面談を通じて初めて適切に判断し得るものと言えます。

2026年3月下旬、当社は、前氏宛に「株主提案の役員候補者に対する指名・報酬委員会による面談要請」を送付いたしました。内容は、前氏提案取締役候補者の適格性を公正かつ客観的に検討するためには、各候補者の経歴・経験・スキル、当社の事業に対する理解等を直接伺う必要であると考え、指名・報酬委員会による取締役候補者全員との面談実施を要請したものです。これに対し、前氏代理人からは、「面談の実施を一律に拒むものではございませんが」との前置きはあったものの、「実施の意義および必要性に欠けるものに協力することは難しい」、「面談の単なる揚げ足どりのために開催を希望されているだけではないか」との見解が示され、実質的に面談を拒絶されている状況です。

このような状況においては、前氏提案取締役候補者の適格性や取締役としての適否を十分に検討するための情報が限られており、取締役として選任の妥当性について適切に判断することは極めて困難であると言わざるを得ません。

よって、前氏提案取締役候補者には当社の事業への理解が窺える事情は認められず、指名・報酬委員会との面談を実質的に断った姿勢にも照らすと、当社の事業について、当社取締役と具体的かつ建設的な議論をすることが可能か判断できないこと、当社の取締役としての経営能力、コンプライアンス意識についても判断できないことから、それらの取締役候補者の選任については、反対せざるを得ません。

以下、各取締役候補者についての当社意見を記載いたします。

(2) 前氏

まず、前氏は、本株主提案上、重要な兼職先について、「該当事項なし」と記載されています。しかしながら、当社の調査によると、前氏は登記上、2025年7月には、小白川氏とともにGet・Back株式会社を設立し、同社の代表取締役に就任していることが確認されております。同社は地盤調査・地盤改良事業を営んでおり、当社と競合関係にある会社の代表取締役に就任しているという重要な事実を秘匿している状況です。なお、前氏は、2025年6月の当社の取締役辞任時に、退任後5年間は当社および当社子会社との競業関係に立つ事業を行わないという競業避止義務を誓約する書面を

当社に提出しているところ、前氏はかかる当社との約束をその直後から反故にしており、当社への忠実義務・善管注意義務を果たせるか重大な懸念があると言わざるを得ません。

さらに、前記2.(2)に記載のとおり、2026年4月20日付適時開示「特別調査委員会の調査報告書（中間報告）受領に関するお知らせ」にて公表いたしました調査報告書（中間報告・公表版）において、当社から独立した中立かつ公正な外部専門家のみで構成された特別調査委員会は、前氏が、当社代表取締役社長在任中に、当社およびサムシングにおける経費の私的流用（合計1,406,466円）および社内手続上の不備が認められる経費使用（合計58,242,811円）ならびにサムシングにおける社用車の私的利用を認定しております。前記3.(2)にも記載のとおり、前氏本人においても私的流用であることについては自認しております。上場企業の経営者において会社財産の私的流用を行うことなど言語道断であり、コーポレートガバナンス上の問題のみならず、民事刑事上の責任追及等の対象ともなり得る行為であると言えます。

加えて、前記2.(3)に記載のとおり、前氏は、大量保有報告書の提出義務の違反という法令違反の疑いがある上、2026年3月16日付適時開示「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定について」にて公表いたしました勧告書（以下「第1勧告書」といいます。）において、前氏グループによる共同協調行為が認定されています。

以上の事情が認められる前氏が、当社の取締役を選任されることについて、当社取締役会は、反対いたします。

(3) 小白川氏

小白川氏は、本株主提案上、重要な兼職先について、「該当事項なし」と記載されています。しかしながら、前記Get・Back株式会社の登記によれば、小白川氏は、2025年7月に、前氏とともに同社を設立し、代表取締役に就任しており、かつ、同社は地盤調査・地盤改良事業を営んでおり、当社事業と競合する事業を行っております。このように当社事業と競合関係にある会社の代表取締役に就任しているという重要な事実を秘匿している状況です。なお、小白川氏においても、前氏と同様、当社の執行役員辞任時の2025年6月に、当社に対して、退任後5年間は当社および当社子会

社との競業関係に立つ事業を行わないという競業避止義務を誓約する書面を提出しているところ、小白川氏はかかる当社との約束をその直後から反故にしており、当社への忠実義務・善管注意義務を果たせるか重大な懸念があると言わざるを得ません。

そして、特別調査委員会の調査報告書（中間報告・公表版）において、特別調査委員会が認定したとおり、小白川氏は、サムシングの代表取締役の在任中、同社において社内手続上の不備が認められる経費使用（合計68,554,896円）および社用車の私的利用が認定されております。

また、小白川氏は、第1勧告書において、共同協調行為が認定されています。

以上の事情が認められる、小白川氏についても、当社の取締役を選任されることについて、前氏同様、当社取締役会は、反対いたします。

（4）湊氏、岩田氏、江本氏、池上氏および高橋氏

湊氏、岩田氏、江本氏、池上氏および高橋氏については、その経歴等に照らしても、当社の面談要請に応じていないことからしても、当社の事業への理解が窺える事情は認められず、当社の事業について、当社取締役と具体的かつ建設的な議論をすることが可能か判断できないこと、当社の取締役としての経営能力、コンプライアンス意識についても判断できない状況です。

よって、湊氏、岩田氏、江本氏、池上氏および高橋氏についても、当社取締役会は、反対いたします。

（5）結論

以上の事情も踏まえ、当社取締役会は、前氏提案取締役候補者には当社の事業への理解も窺われず、指名・報酬委員会との面談を実質的に断った姿勢にも照らすと、当社の事業について、当社取締役と具体的かつ建設的な議論をすることが期待できず、当社の企業価値向上に資するか不明であること、上場会社の取締役としての経営能力、コンプライアンス意識について判断することができないことから、前氏提案取締役候補者を当社取締役として選任することに「反対」いたします。

以上

2026年4月27日

株主各位

東京都江東区豊洲三丁目2番24号
豊洲フォレシア9F
SAAFホールディングス株式会社
(証券コード:1447)
株主 前 俊守

臨時株主総会招集のご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、東京地方裁判所の2026年3月19日付株主総会招集許可決定に基づき、下記のとおりSAAFホールディングス株式会社の臨時株主総会を開催させていただきますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら同封の委任状ハガキに賛否をご表示いただき、ご署名及びご捺印のうえ、2026年5月11日(月曜日)午後5時30分までに本株主総会担当事務局に到着するようにご投函くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時 2026年5月12日(火曜日) 午前10時より

2.場 所 〒101-0054
東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE 3F (CONFERENCE)
(本株主総会は、上記株主が招集し、開催されるため、従来の開催場所とは異なります。ご来場の際は、末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。)

3.目的事項

決議事項

- 第1号議案 取締役 左奈田 直幸の解任の件
- 第2号議案 取締役 松場 清志の解任の件
- 第3号議案 取締役 坂口 岳洋の解任の件
- 第4号議案 取締役 和田 洋の解任の件
- 第5号議案 取締役 塚本 勲の解任の件

第6号議案 取締役 服部 千賀子の解任の件

第7号議案 取締役 仲岡 一紀の解任の件

第8号議案 取締役7名選任の件

4.招集にあたっての決定事項

(代理人による議決権行使)

代理人は、SAAF ホールディングス株式会社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

当日、代理人により議決権を行使される場合は、①代理権を証する書面(代理権付与に関する委任状)に加え、②株主様ご本人の本人確認資料(同封の委任状ハガキ)のご提出が必要となります。

以上

~~~~~

● 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状ハガキを会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状ハガキをご持参いただけない結果、本人確認ができない場合には、株主総会への出席をお断りする場合がありますので、ご容赦ください。

● 臨時株主総会招集ご通知添付書類及び議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の<https://mae-toshimori.com/>にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

## 1.議決権の代理行使の勧誘者

(氏 名) 前 俊守

(住 所) ██████████

## 2.議案に関する事項

SAAF ホールディングス株式会社(以下「SAAF」といいます。)の株主である前 俊守 (以下「本株主」といいます。) は、東京地方裁判所による 2026 年 3 月 19 日付株主総会招集許可決定に基づき、下記事項を目的とする SAAF の臨時株主総会を 2026 年 5 月 12 日に開催することを決定いたしました。

- (1) 第 1 号議案 取締役 左奈田 直幸の解任の件
- (2) 第 2 号議案 取締役 松場 清志の解任の件
- (3) 第 3 号議案 取締役 坂口 岳洋の解任の件
- (4) 第 4 号議案 取締役 和田 洋の解任の件
- (5) 第 5 号議案 取締役 塚本 勲の解任の件
- (6) 第 6 号議案 取締役 服部 千賀子の解任の件
- (7) 第 7 号議案 取締役 仲岡 一紀の解任の件
- (8) 第 8 号議案 取締役 7 名選任の件

各議案の要領及び提案理由等は、以下のとおりです。

(1) 第 1 号議案から第 7 号議案 取締役左奈田直幸、取締役松場清志、取締役坂口岳洋、

取締役和田洋、取締役塚本勲、取締役服部千賀子及び取締役仲岡一紀の解任の件

(提案理由)

現経営陣は、本株主の身に覚えのない内部告発や怪文書が出回ったことで、本株主を経営陣から辞任をせざるを得ないような状況に追い込み、2025 年 6 月開催の第 7 回定時株主総会の取締役選任議案において、実務を担っていた本株主や東剛史を取締役候補から外しましたが、その後の SAAF の業績は散々なものになっているといえます。すなわち、現経営陣は、第 7 期 (2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日) の有価証券報告書において、「資材価格の高騰による住宅販売価格の上昇または高止まり、および物価上昇に伴う消費

マインドの低下等により、新設住宅着工数は減少傾向」にあることを認識しており、同問題に対する対応施策として、「新工法の開発による差別化、店舗・中低層建築物等の地盤改良、および杭抜き・杭破碎等の受注獲得を進めてまいります。」と発表していたにもかかわらず、2026年3月期第2四半期決算説明会における報告は、同問題点を引き摺ったままの業績報告がなされており、現経営陣は、会社として、セグメント比率の大きい建設土木事業の課題解決は重要事項であると認識しつつも、その改善施策は何ら取られておりません。そして、主要子会社である株式会社サムシングの業績に関しては、12月の時点で、売上高で10億円近く減少させ、利益としては約1億円の減少により、営業損益を赤字に陥らせており、会社四季報によれば多くの建設業者が、原価上昇分に関して、価格転嫁をし、黒字化に成功していることが明らかな中で、SAAFにおかれてはあまりに酷い結果となっております。そもそも、現経営陣は、建設業界における経験はほぼ皆無であり現場からの信頼もなく、SAAFの経営改善を期待することはおよそ不可能と言っても過言ではありません。

このような状況下では、SAAFの株主として、現経営陣を信任し、今後のSAAFの経営を委ねていくことはもはや不可能であると判断するほかありません。当然ながら、内部告発や怪文書に踊らされ、十分な調査をすることなく、大株主の言いなりになり、本株主らを実質解任に追い込んだ社外取締役についても、もはや取締役会に対する監視監督機能を果たしているとは言えません。

以上より、本株主は、SAAFが抱える業績・ガバナンスの問題を早急に立て直すべく、現経営陣の刷新が必要不可欠であると判断し、取締役7名の解任を求める次第です。

## (2) 第8号議案 取締役7名選任の件

### (議案の要領)

以下の候補者7名を、SAAFの取締役として選任する。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する会社の株式の数 |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 前 俊守<br>(1967年1月16日生) | 1989年4月 株式会社ワキタ 入社<br>1997年6月 株式会社サムシング 代表取締役社長就任<br>2000年10月 サムシングホールディングス株式会社(現 株式会社サムシング) 代表取締役社長就任<br>2001年6月 Something Re.Co.,Ltd. 代表取締役社長就任<br>2009年2月 ジオサイン株式会社 取締役就任<br>2016年6月 株式会社 GIR 代表取締役社長就任<br>2017年1月 株式会社サムシング 代表取締役社長就任<br>2018年10月 SAAFホールディングス株式会社<br>代表取締役社長兼営業本部長就任 | 1,418,770株  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する会社の株式の数 |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|       |                        | 2019年4月 株式会社サムシング 代表取締役会長就任<br>2019年7月 ジオサイン株式会社 取締役就任<br>2020年4月 株式会社アースプライム 取締役会長就任<br>2021年8月 ITloan 株式会社 (現 信栄保険サービス株式会社) 代表取締役会長就任<br>2021年8月 株式会社アイニード 代表取締役就任<br>2021年8月 みらい株式会社 取締役就任<br>2021年8月 東京アプリケーションシステム株式会社 取締役就任<br>2022年2月 株式会社東名 取締役会長就任<br>2022年3月 NEXT 株式会社 (現 NX Tech 株式会社) 取締役就任<br>2022年7月 ITbook テクノロジー株式会社 (現 NX Tech 株式会社) 取締役就任<br>2023年4月 ITbook 株式会社 代表取締役就任<br>2023年4月 株式会社イスト 取締役就任<br>2023年4月 クリードパフォーマンス株式会社 (現 みらい株式会社) 取締役会長就任<br>2023年4月 株式会社 kiipl&nap 取締役会長就任<br><b>【重要な兼職の状況】</b><br>該当事項なし |             |
| 2     | 小白川 貢<br>(1972年3月24日生) | 1989年4月 株式会社東北フジクラ 入社<br>1990年4月 第一貨物株式会社 入社<br>1992年4月 株式会社東部配管 入社<br>2005年9月 株式会社サムシング 入社<br>2015年1月 サムシングホールディングス株式会社 (現 株式会社サムシング) 執行役員就任<br>2018年4月 株式会社サムシング 代表取締役就任<br>2018年10月 ITbook ホールディング株式会社 (現 SAAF ホールディングス株式会社) 執行役員退任<br>2022年4月 SAAF ホールディングス株式会社 執行役員就任<br>2022年4月 株式会社東名 取締役就任<br>2023年4月 株式会社アースプライム 取締役就任<br>2024年12月 株式会社ユーシン 取締役就任<br>2025年4月 株式会社サムシング 代表取締役副社長就任                                                                                                                                          | 42,000株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する会社の株式の数 |
|-------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|       |                         | <p><b>【重要な兼職の状況】</b><br/>該当事項なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |
| 3     | 湊 初枝<br>(1969年6月27日生)   | <p>1990年12月 Yohshin Investment (USA), Inc. 入社<br/> 1996年10月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 米州室投資銀行企画部 入社<br/> 2002年4月 日本シーガテック株式会社設立 代表取締役就任<br/> 2014年6月 株式会社エンバイオ・ホールディングス取締役就任<br/> 2015年1月 東洋ケミカルラボ株式会社 取締役就任<br/> 2019年1月 株式会社テラサーモアジア設立 代表取締役就任(現任)<br/> 2023年4月 福岡大学資源循環・環境制御システム研究所客員教授就任(現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b><br/> 一般社団法人土壌環境センター 土壌汚染の除去等の措置の適用可能性試験に関する調査・検討部会委員<br/> 一般社団法人日本環境化学会 理事</p> | 0株          |
| 4     | 岩田 康裕<br>(1957年7月8日生)   | <p>1981年4月 日本エー・エム・ピー株式会社<br/>(現 TE Connectivity Japan 合同会社) 入社<br/> 1992年4月 日本航空電子工業株式会社 海外事業本部 入社<br/> 1993年2月 米国JAE 副社長就任<br/> 2004年4月 インターナショナル・レクティファイヤー・ジャパン株式会社 入社<br/> 2011年1月 個人事業 KEIEI 開業(トヨタ自動車株式会社・アイシン精機株式会社(現 株式会社アイシン)・株式会社デンソー等の調査担当)<br/> 2022年12月 ワイエスフード株式会社 社外取締役就任</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b><br/>個人事業 KEIEI</p>                                                                   | 0株          |
| 5     | 江本 克也<br>(1959年10月30日生) | <p>1982年4月 東洋紡株式会社 入社<br/> 1992年~1996年 ドイツ駐在<br/> 2019年10月 株式会社ティー・エヌ・シー 退社<br/> 2022年12月 ワイエスフード株式会社 社外取締役就任</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b><br/>該当事項なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                  | 0株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する会社の株式の数 |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6     | 池上 聖次郎<br>(1954年3月8日生) | 1972年3月 警視庁入庁<br>2004年3月 同庁上野警察署組織犯罪対策課長<br>2005年3月 同庁組織犯罪対策部管理官<br>2010年4月 行政書士聖法務事務所(現 行政書士法人聖法務事務所) 開設(現任)<br>2021年5月 サンリツテクノス株式会社(現 三洋環境株式会社) 社外監査役<br>2021年5月 大可商事株式会社 社外取締役就任(現任)<br>2022年6月 株式会社プラコー 社外取締役就任(現任)<br><b>【重要な兼職の状況】</b><br>株式会社プラコー 社外取締役 | 0株          |
| 7     | 高橋 隆敏<br>(1970年6月7日生)  | 1993年4月 KPMG ビートマーウィック株式会社(現 KPMG 税理士法人) 入社<br>1999年4月 アクタスマネジメントサービス株式会社 入社<br>2002年2月 税理士登録<br>2002年10月 高橋隆敏税理士事務所開設<br>2020年6月 Vistra Japan 税理士法人設立 代表社員就任(現任)<br>2021年6月 株式会社プラコー 社外監査役就任(現任)<br><b>【重要な兼職の状況】</b><br>株式会社プラコー 社外監査役                       | 0株          |

(注)1. 各候補者と SAAF との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者番号4番の岩田氏、候補者番号5番の江本氏、候補者番号6番の池上氏及び候補者番号7番の高橋氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岩田氏、江本氏、池上氏及び高橋氏を社外取締役候補者とした理由は、下記提案理由④、⑤、⑥及び⑦にて述べるとおりであります。また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(提案理由)

SAAF のガバナンスの立直しを図りつつ、業績を改善し、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資する体制に刷新するため、主要子会社である株式会社サムシングの創業者である前代表取締役(本株主)を中心とした以下の候補者7名を、SAAF の取締役として新たに選任するものであります。

① 候補者番号1番 前 俊守氏について

同氏は、SAAF の創業者であるばかりか、前代表取締役であることから SAAF の事業を

誰よりも深く理解しております。身に覚えのない内部告発や怪文書が出回ったことで、元経営陣から、辞任をせざるを得ないような状況に追い込まれてしまいましたが、SAAFの事業を改善する上で、SAAF取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

② 候補者番号2番 小白川 貢氏について

同氏は、建設・インフラ関連事業において30年以上の実務経験を有し、現場から経営層まで一貫したキャリアを積み重ねてきた人物であり、特に、SAAF及び同社グループにおいては、執行役員として持株会社体制下でのガバナンス、グループ経営、事業ポートフォリオ管理に深く関与してきました。そのため、建設業特有の安全管理、品質管理、原価管理、人材育成といった分野に精通しており、グループ全体の事業基盤強化に貢献してきた実績は高く評価でき、SAAF取締役としてグループの中長期的な企業価値向上に資することから、SAAF取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

③ 候補者番号3番 湊 初枝氏について

同氏は、土壌汚染対策の世界的リーディングカンパニーであるテラサーモグループのアジア地域統括会社である株式会社テラサーモアジアの代表取締役を務めており、土壌汚染処理業界における高度な専門知識と豊富な実務経験を有する人物であります。加えて、福岡大学資源循環・環境制御システム研究所の客員教授、一般社団法人土壌環境センターの調査・検討部会委員及び一般社団法人日本環境化学会の理事を兼任するなど、学術・業界団体の双方において指導的立場にある土壌環境分野の権威であります。SAAFグループが中長期的な成長戦略として注力する土木地盤事業において、土壌汚染対策分野は高い成長性を有するとともに、既存事業との技術的・営業的シナジー効果が極めて大きいと見込まれます。同氏を取締役に迎えることにより、当該分野における事業拡大の推進力となるのみならず、同氏が代表を務める株式会社テラサーモアジアとの資本業務提携を視野に入れた戦略的パートナーシップの構築にも資するものであり、SAAFグループの企業価値向上に大きく貢献し得ることから、SAAF取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

④ 候補者番号4番 岩田 康裕氏について

同氏は、日本航空電子工業株式会社にて海外事業本部をはじめ、米国現地法人で副社長を務めた実務経験を有しており、グローバル志向が強まる事業環境において、SAAFグループが海外事業の機会を模索する際の示唆やリスク管理能力の向上に資するものです。また、上場会社であるワイエスフード株式会社の社外取締役を務めていた経験も有しており、SAAF取締役会における独立性・透明性を確保し、中長期的な企業価値向上に向けたガバナンス機能強化に寄与できます。以上から、SAAF社外取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

⑤ 候補者番号5番 江本 克也氏について

同氏は、上場会社にて社外取締役の経験があるほか、大手化学・素材メーカーでの長年

にわたる実務経験を基盤に、製造・材料分野の専門性と経営感覚を有する人物であり、江本氏の素材・化学・製造現場での実務経験は、取締役会での多角的な事業戦略議論やリスク評価に対し、実践的かつ具体的な視座を提供できると期待されることから、SAAF 社外取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

⑥ 候補者番号 6 番 池上 聖次郎氏について

同氏は、上場会社にて社外取締役の経験があるほか、公的機関である警視庁に長年勤務し、組織犯罪対策の責任者を歴任した法令遵守・リスク管理の専門家であると同時に、民間における法務実務・社外役員としての実践経験を有する人物であり、この多層的なキャリアは、企業経営の監督・助言機能強化を求められる社外取締役にふさわしいと言えることから、SAAF 社外取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

⑦ 候補者番号 7 番 高橋 隆敏氏について

同氏は、独立して税理士事務所を開設し、長年にわたって税務・会計業務に従事する中で、法人税務、連結財務諸表対応、税務戦略立案などの実践的知見を蓄積しており、取締役会における財務リスクの適切な議論に資する助言が期待できます。さらに同氏は、上場会社の監査役に就任しており、社外監査役として企業の内部統制・監査機能の実効性評価を担っており、この経験は、取締役会と監査機関との連携に関する理解や、社外取締役としての独立性・客観性の担保に資するものであり、取締役会における監督機能の強化を期待できることから、SAAF 社外取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

以上

MEMO

MEMO

## 株主総会会場ご案内図

(会場) 〒101-0054

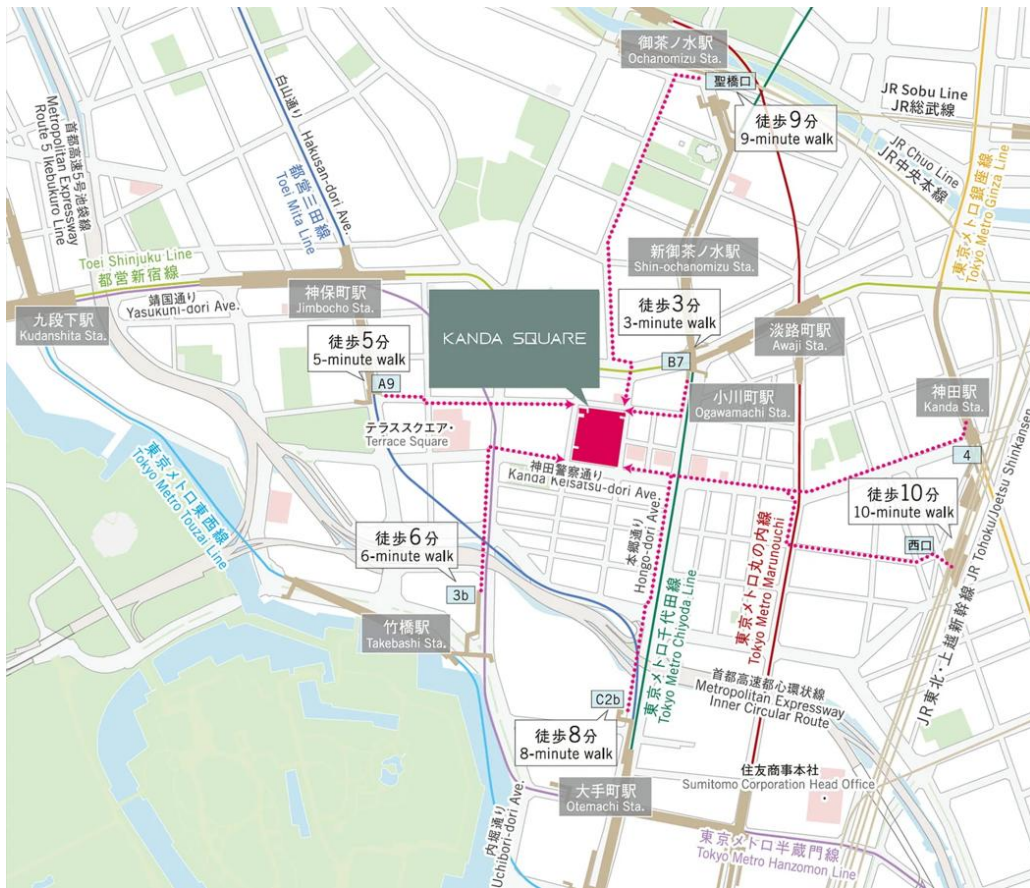
東京都千代田区神田錦町二丁目 2 番地 1

KANDA SQUARE 3F (CONFERENCE)

(連絡先) 担当事務局 弁護士法人ニューポート法律事務所

TEL:03-6435-5689 FAX:03-6435-5699

※ 従来の開催場所とは異なります。ご来場の際は、お間違いのないようご注意ください。



### 〔交通機関〕

都営新宿線

丸の内線

千代田線

半蔵門線

東西線

千代田線

JR中央・総武線

銀座線

JR各線

小川町駅〔B7〕

淡路町駅〔B7〕

新御茶ノ水駅〔B7〕

神保町駅〔A9〕

竹橋駅〔3b〕

大手町駅〔C2b〕

御茶ノ水駅(聖橋口)

神田駅〔4〕

神田駅(西口)

徒歩3分

徒歩3分

徒歩3分

徒歩5分

徒歩6分

徒歩8分

徒歩9分

徒歩10分

徒歩10分